

年金のあんない

この冊子では、年金のしくみと受給するために必要な手続きなどをご案内しています。必ず内容をご確認ください。



公立学校共済組合

年金を受けられる皆さまへ

あなたからの請求に基づき、年金を決定しましたので、「年金証書」および「年金決定通知書」（両者は一体となっています。）をお届けします。年金の種類、年金証書記号番号、年金額などについてご確認ください。

この「年金のあんない」（以下、「冊子」といいます。）には、公立学校共済組合から年金の支給を受ける方およびそのご家族の方に知っておいていただきたいことについて書かれています。

特に、当共済組合あてに手続きを行っていただく必要がある事項をご確認いただき、それらの事項に該当したときは、その都度ご連絡ください。

なお、年金証書は、あなたに公立学校共済組合の年金を受ける権利があることを証明するものですので、大切に保管してください。

令和4年9月

公立学校共済組合

- この冊子は平成27年10月以後に受給権が発生する年金についてご案内しています。年金制度の説明は、原則として、令和4年9月現在で施行されている法令に基づいて作成しています。

なお、今後の法令改正等により内容が変更になる場合があります。

- この冊子に書かれている年金額等は、令和4年度の額です。

目次

1. 年金証書と年金決定通知書	1
2. 年金の支給と基本的事項	
(1) 年金の支給	3
(2) 年金の受領方法	3
(3) 年金額の改定	4
(4) 既給一時金の返還	4
(5) 所得税の源泉徴収	4
(6) 介護保険料等の特別徴収	5
(7) 離婚時の年金分割制度	6
(8) 年金を担保として融資を受けるとき	7
(9) 外国との社会保障協定	7
3. 年金のしくみ	
(1) 公的年金制度と実施機関	8
(2) 65歳までの年金のしくみ	9
(3) 65歳からの年金のしくみ	10
(4) 支給の繰上げ・繰下げ	13
(5) 障害の年金のしくみ	14
(6) 遺族の年金のしくみ	17
4. 年金を正しく受けるために必要な手続き	
(1) 全ての年金に共通の手続き	22
(2) 老齢厚生年金受給者の方の手続き	25
(3) 障害厚生年金受給者の方の手続き	29
(4) 加給年金額対象者に関する手続き	30
(5) 遺族厚生年金受給者の方の手続き	31
5. 個人情報保護について	32
6. 年金のお問い合わせとご相談	33

□ 共済年金の受給権をお持ちの方へ

平成27年10月より前に受給権が発生した共済年金を受給している方についても、原則として、この冊子に書かれている手続きが必要です。

□ 追加費用対象期間を有する方のご遺族の方へ

追加費用対象期間（昭和37年12月より前の地方公務員であった期間）を有する方のご遺族に年金を決定する場合、年金の受給権が平成27年10月以後に発生したものであっても「遺族共済年金」として決定します。この「遺族共済年金」は、この冊子に書かれている「遺族厚生年金」と同様の給付内容です。

1. 年金証書と年金決定通知書

年金証書および年金決定通知書は一体化した様式です。広げてご確認ください。

- * 「厚生年金」と「共済年金（経過的職域加算額）」を受けられる場合は、**2枚の年金証書**を同封しています。
- * 同時に他の実施機関が決定する厚生年金や、基礎年金を請求された場合、年金証書の送付時期が異なることがあります。

①

地方公務員共済組合
年金証書

②

年金の種類 老齢厚生年金

年金証書記号番号 XX-XXXXXXX

基礎年金番号 XXXXXXXXXX

年金コード XXXX

コウリツ タロウ

受給権者の氏名 公立 太郎

受給権取得年月 令和 XX 年 XX 月

受給権者の生年月日 昭和 XX 年 XX 月 XX 日

年金額 X,XXX,XXX 円

厚生年金保険法により、上記の年金を決定したことを証します。

令和 XX 年 XX 月 XX 日

公立学校共済組合理事長之印

年金決定通知書

1. 年金の種類 老齢厚生年金

2. 年金額

3. 加入期間・平均標準報酬額等の内容

4. 加給年金額対象者の内訳

XXX-XXXX
○●県○○○○町○○ XX-XX

公立 太郎 様

上記のとおり年金を決定しましたので通知します。
令和 XX 年 XX 月 XX 日
公立学校共済組合理事長之印

□ 年金証書

- 決定した年金の名称を表示しています。
- お問い合わせや各種届出の際に必要な**年金証書記号番号、基礎年金番号および年金コード**を表示しています。

❗ 氏名、生年月日、住所もご確認ください。

📍住所、氏名の変更 P22 参照

□ 年金決定通知書

③に年金額の詳細を表示しています。

2. 年金額

あなたの年金額の**内訳**を表示しています。支給停止額があるときは、「支給年金額」が実際に支給される額となります。

- * 「基本となる年金額」欄
報酬比例部分の額を表示（老齢厚生年金の場合は、定額部分、経過的加算部分等を含みます。）
- * 「加給年金額または加算額」欄
 - ・ 老齢厚生年金または障害厚生年金の場合は『加給年金額』を表示
 - ・ 遺族厚生年金の場合は『中高齢寡婦加算額』または『経過的中高年齢寡婦加算額』を表示

3. 加入期間・平均標準報酬額等の内容

年金額の算定の基礎になった「**加入期間**」と「**平均標準報酬額**」等を表示しています。

- * 障害厚生年金と遺族厚生年金
他の実施機関の厚生年金被保険者期間に係る年金を合わせて決定しているときは、「中間額」（それぞれの実施機関の厚生年金被保険者期間に基づく年金額）を表示

📍公的年金制度と実施機関 P8 参照

📍障害の年金のしくみ P14 参照

📍遺族の年金のしくみ P17 参照

4. 加給年金額対象者の内訳

加給年金額の対象となった者（以下「**加給年金額対象者**」といいます。）の**有無と子の人数**を表示しています。

- * 特別支給の老齢厚生年金
加給年金額の加算開始時期前のときは、将来加算の対象となる見込みの者について表示

❗ あなたが、配偶者の方が受給する年金の加給年金額対象者となっている場合で、下記2点に該当したときは、その旨を配偶者の方の年金（加給年金額が加算されているもの）を支給する実施機関に届け出てください。

- あなたが、老齢（退職）を給付事由とする年金（全ての被保険者期間を合算して20年以上となるもの）または障害を給付事由とする年金を受給することとなった。
- 配偶者の方が、加給年金額が加算されている年金を、当共済組合ではない実施機関から受給している。

❗ 今回の決定に伴い、精算が生じる場合は「精算通知書」を同封しています。併せて内容をご確認ください。

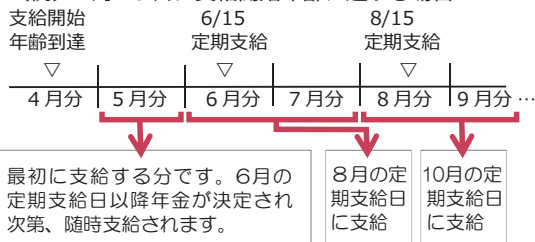
2. 年金の支給と基本的事項

(1) 年金の支給

□ 初回支給

年金は、**給付事由の生じた月の翌月分**から支給されます。初回支給は、「支給開始月」から「定期支給期（偶数月）の前月」までの期間分です。

〔例〕4月20日に支給開始年齢に達する場合



□ 定期支給

毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日（その日が土曜日、日曜日または祝日のときは、直前の平日）に、**各月の前月までの2カ月分**が支給されます。

支給期	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給分	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

(2) 年金の受領方法

支給日にご指定の金融機関の普通預金（通常貯金）口座に振り込まれます。

□ 年金支払通知書

原則として、毎年6月と12月に「**年金支払通知書**」をお送りします。

- * 支給額が変更になった場合や、受取先口座を変更された場合は、6月と12月以外の支給期にも、「年金支払通知書」を改めてお送りします。
- * 郵便事情等で遅れる場合がありますが、**お手元に届かなくても年金は受領できます。**

「年金支払通知書」がお手元に届いたときは、住所・氏名・金融機関をご確認ください。

住所、氏名または金融機関の変更 P22 参照

(3) 年金額の改定

年金額は、毎年の物価や賃金の変動に応じて、毎年度改定されます（11 ページの退職年金（年金払い退職給付）の年金額は、国債利回り等を勘案して毎年10月に改定されます。）。

- * 年金額が改定される場合は「年金額改定通知書」をお送りします。

□ マクロ経済スライドによる年金額の調整

年金財政が安定する見通しが立つまでの間、年金の給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、公的年金の被保険者数の変動率や平均余命の伸びを反映させるしくみ（マクロ経済スライド）が導入されています。

(4) 既給一時金の返還

過去に退職一時金の支給を受けたことのある方が年金を受ける権利を取得したときは、その支給を受けた退職一時金の額を以下の方法により返還することとされています。

□ 返還額

支給を受けた退職一時金の額に、その支給を受けた日の属する月の翌月から年金を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じた複利計算による利子に相当する額を加えた額を返還していただくこととなります。

期間ごとの利率については、当共済組合ホームページ（巻末参照）をご覧ください。

□ 返還方法

年金の請求時に選択する①または②の方法により行います。

- ① 年金の支給期ごとに**その支給額の2分の1の額を返還に充当する。**
- ② 1年以内に**現金で一括または分割して返還する。**

- * ②を希望された方でも、1年以内に全額の返還が行われていないときは、①の返還方法に変更させていただきます。

(5) 所得税の源泉徴収

老齢（退職）を給付事由とする年金は、所得税法上、雑所得として課税され、**年金の支給の都度、所得税額を源泉徴収**します。

源泉徴収額（復興特別所得税を含みます。）

$$= (\text{支給額} - \text{控除額}^{\ast 1}) \times 5.105 \%^{\ast 2}$$

※ 1 控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 支給月数

※ 2 (支給額 - 控除額) が 162,500 円を超える部分は、10.21 % となります。

- * 老齢厚生年金の受給者（65 歳以上の方）および繰上げ支給の老齢厚生年金の受給者の控除額は、上記※ 1 の計算式で求めた金額から 47,500 円（月額）が減額されます。

☞ **所得税の各種控除を受けようとするとき P28 参照**

□ 確定申告

所得税の確定申告は、年金を受給した年の翌年の 2 月中旬から 3 月中旬までの間に、ご自身で行う必要があります。確定申告を行う際には、「**公的年金等の源泉徴収票**」（なお、当共済組合では、毎年 12 月に送付しています。）を添付してください。

☞ **源泉徴収票の再交付を受けたいとき P29 参照**

- * 確定申告が省略できる場合
1 年間の年金収入（公的年金制度の課税年金や企業年金の収入）の合計額が 400 万円以下であって、その年分の年金収入に係る雑所得以外の所得金額（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、退職所得および雑所得（公的年金等に係る雑所得を除きます。）の合計額）が 20 万円以下である方は確定申告が省略できます（該当する方でも、確定申告により還付を受けられる場合があります。）。
確定申告の詳細は、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

(6) 介護保険料等の特別徴収

介護保険料等については、市区町村（保険者）からの依頼に基づき**年金から徴収し**、市区町村へ納付しています。

保険料額等については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

- * 徴収される順位（複数の実施機関の年金を受給している場合）
 - ① 日本年金機構（国民年金、厚生年金、船員保険の順）
 - ② 国家公務員共済組合
 - ③ 日本年金機構（農林漁業団体職員共済組合からの移行年金）
 - ④ 日本私立学校振興・共済事業団
 - ⑤ 地方公務員共済組合（公立学校共済組合を含みます。）老齢厚生（退職共済）年金を受給されている方は、日本年金機構が支給する老齢基礎年金から徴収されます。

□ 介護保険料

対象者：65 歳以上で、年額 18 万円以上の年金を受給している方

- * 65 歳未満の方の介護保険料は、加入されている医療保険制度で徴収が行われます。

□ 国民健康保険料（税）

対象者：65 歳以上 75 歳未満の国民健康保険の被保険者である世帯主で、年額 18 万円以上の年金を受給している方

- * 介護保険料と国民健康保険料（税）の合計が年金額の 1 / 2 を超える方、介護保険料が特別徴収されていない方、世帯内に 65 歳未満の国民健康保険の被保険者がいる方などは除きます。

□ 後期高齢者医療制度の保険料

対象者：後期高齢者医療制度の被保険者で、年額 18 万円以上の年金を受給している方

- * 介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計が年金額の 1 / 2 を超える方、介護保険料が特別徴収されていない方は除きます。

□ 住民税

対象者：介護保険料が特別徴収されている 65 歳以上で、年額 18 万円以上の老齢・退職給付の年金を受給している方

- * 年金所得以外の所得（給与所得や不動産所得・事業所得など）に係る住民税については、従来どおりの方法により納付することになります。

(7) 離婚時の年金分割制度

離婚時の年金分割制度とは、年金の計算の基となる保険料納付記録（標準報酬）のうち、**婚姻期間中における保険料納付記録**を離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」といいます。）をした**当事者間で分割し**、それぞれ自分の年金の基礎期間に算入することができる制度です。

 原則として、離婚等をした日の翌日から起算して**2 年以内**に請求を行うことが必要です。

□ 対象となる婚姻

適用の対象となるのは、平成 19 年 4 月 1 日以後に成立した離婚等に限られます。

- * 同日前の婚姻期間における標準報酬も分割の対象となります。
- * 事実上の婚姻関係にある方にも適用されますが、対象となるのは、国民年金の第 3 号被保険者に認定されていた期間に限られます。

□ 按分割合

当事者は、協議などにより按分割合（婚姻期間中の標準報酬の夫婦合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいいます。）について合意した上で、年金分割の請求（標準報酬改定請求）を行います。

□ 第3号被保険者期間の分割

平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に被扶養配偶者からの請求により、当事者間の合意がなくても標準報酬を2分の1に分割することができます。

 **国民年金の第3号被保険者 P8 参照**

（8）年金を担保として融資を受けるとき

年金を受ける権利を他人に譲り渡したり、担保に供したりすることは法律で禁止されています。恩給公務員期間を有する方の年金のみ、株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。）に限り、年金を担保にして貸付けを受けることができますが、この貸付けを受けた場合は、その貸付金の返済が終わるまでの間、年金は全額これらの公庫に支払われます。なお、手続きなどの詳細については、お近くの公庫の本店または支店にお問い合わせください。

* 経過的職域加算額および年金払い退職給付は、原則として担保の対象外です。

（9）外国との社会保障協定

社会保障協定とは、日本と諸外国の社会保障制度において、二重加入の防止や、加入期間の通算を目的として、2国間で締結する協定です。

日本と協定を締結した国（協定相手国）で就労していた方が、協定相手国の年金を受け取るための期間を満たしていないとき、日本の年金加入期間を通算することで協定相手国の年金を受給できる場合があります。協定相手国の年金の申請は、当共済組合または年金事務所の窓口等で行うことができます。

協定相手国は、当共済組合ホームページ（巻末参照）でご確認いただけます。

3. 年金のしくみ

（1）公的年金制度と実施機関

公的年金制度は、**国民年金（1階部分）と厚生年金保険（2階部分）**によって構成されています。

□ 国民年金

国民年金は、全国民に共通の制度で、基礎年金を支給します。被保険者（加入者）は、職種等によって分かれます。

- ・ **第1号被保険者**：自営業者など
- ・ **第2号被保険者**：被用者（民間会社員や公務員など）
- ・ **第3号被保険者**：第2号被保険者の被扶養配偶者

□ 厚生年金保険の被保険者と実施機関

厚生年金保険は、被用者のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。

厚生年金保険の被保険者（加入者）は職種により、「**一般・国共済・地共済・私学共済**」の4つの種別に区分され、種別ごとに**それぞれの実施機関が各被保険者期間について**厚生年金を決定および支給します。

被保険者の種別	職種	実施機関
一 般	民間会社員	日本年金機構
国 共 済	国家公務員	国家公務員共済組合 他
地 共 済	地方公務員	地方公務員共済組合（公立学校共済組合等）他
私 学 共 済	私立学校の教職員	日本私立学校振興・共済事業団

□ 公立学校共済組合で決定および支給する年金

① 厚生年金

公立学校共済組合の組合員期間*は「**地共済厚生年金被保険者**」であった期間となり、この期間に基づき、決定および支給します。

② 共済年金（経過的職域加算額）

被用者年金一元化前の共済年金に「**職域年金部分の額**」が加算されていたことの経過措置として、**平成27年9月までの組合員期間*に基づき**、決定および支給します。

③ 年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）

被用者年金一元化後、共済年金の職域年金部分の額に代わる新たな年金として、地方公務員の退職給付の一部として設けられたもの

です。平成 27 年 10 月以後の組合員期間※
に基づき、決定および支給します。

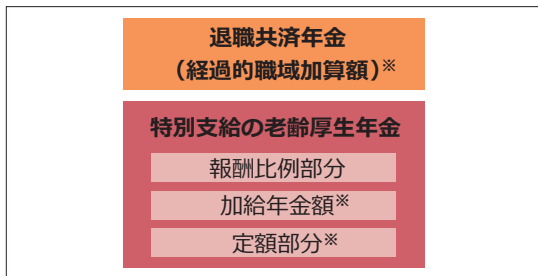
※ 過去に加入した他の地方公務員共済組合および
国家公務員共済組合の期間を含みます。

* ①から③までの年金を受給するためには、一定
の要件を満たしていることが必要です。

* 用語説明

被用者年金一元化：平成 27 年 10 月から、年金
制度の安定性を高めるとともに公平なしくみ
を確保するため、共済年金制度が厚生年金保
険制度に統合されたこと。

(2) 65 歳までの年金のしくみ



※ 経過的職域加算額・加給年金額・定額部分は、
該当する方のみ対象。

□ 特別支給の老齢厚生年金

受給要件

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 支給開始年齢以上であること
- ② 厚生年金被保険者期間が 1 年以上であること
- ③ 受給資格期間が 10 年以上であること

* 用語説明

受給資格期間：厚生年金被保険者期間、国民年
金の保険料納付済期間・保険料免除期間、合
算対象期間（海外に居住していた期間等）を
合算した期間

支給開始年齢

下表の年齢から 65 歳に達するまでの間、支
給されます。

生年月日	支給開始年齢
昭和 32 年 4 月 2 日から 昭和 34 年 4 月 1 日まで	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日から 昭和 36 年 4 月 1 日まで	64 歳

* 昭和 36 年 4 月 2 日以後に生まれた方は、特別支給の老
齢厚生年金の支給はありません。

□ 退職共済年金（経過的職域加算額）

特別支給の老齢厚生年金の受給要件を満たし
た方で、平成 27 年 9 月以前の 1 年以上引き続
く組合員期間※を有する方に支給されます。

※ 平成 27 年 9 月以前の組合員期間が 1 年未満であっ
ても、平成 27 年 10 月 1 日を跨いで引き続く組合員期
間が 1 年以上あれば、対象となります。

□ 障害者・長期加入者の特例

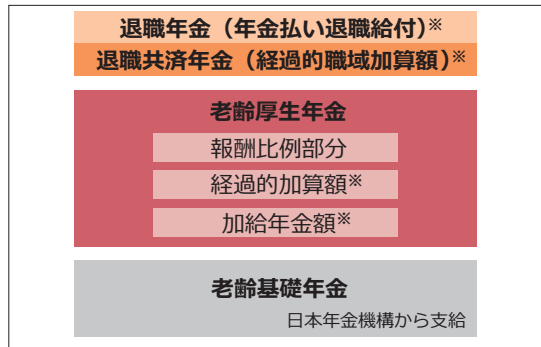
退職などにより厚生年金被保険者でなくな
った方が以下のいずれかに該当した場合は、年金
額の特例が適用され、特別支給の老齢厚生年金
に定額部分が加算されます。

- ・ 障害等級 1 級から 3 級までの障害状態にあり、
特例の請求を行った場合
- ・ 1 つの種別の厚生年金被保険者期間が 44 年
以上である場合

特例の適用を受ける方が、適用を受ける当時
に加給年金額の受給要件を満たす場合には、加
給年金額が加算されます。

☞ 加給年金額 P11 参照

(3) 65 歳からの年金のしくみ



※ 年金払い退職給付・経過的職域加算額・経過的
加算額・加給年金額は、該当する方のみ対象。

□ 老齢厚生年金

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 65 歳以上であること
- ② 厚生年金被保険者期間があること
- ③ 受給資格期間が 10 年以上であること

⚠ 65 歳となったときに、老齢厚生年金、老
齢基礎年金および退職年金（年金払い退職
給付）の請求手続き等が必要です。手続き
の詳細は、65 歳に達する直前に当共済組
合からお知らせします。

❑退職共済年金（経過的職域加算額）

老齢厚生年金の受給要件を満たした方で、平成 27 年 9 月以前の 1 年以上引き続き組合員期間^{*}を有する方に支給されます。

- ※ 平成 27 年 9 月以前の組合員期間が 1 年未満であっても、平成 27 年 10 月 1 日を跨いで引き続き組合員期間が 1 年以上あれば、対象となります。
- * 組合員である間は支給が停止されます。

❑退職年金（年金払い退職給付）

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 65 歳以上であること
- ② 退職している（組合員でない）こと
- ③ 平成 27 年 10 月以後の 1 年以上引き続き組合員期間^{*}を有していること
 - ※ 平成 27 年 10 月以後の組合員期間が 1 年未満であっても、平成 27 年 10 月 1 日に引き続き組合員期間が 1 年以上あれば、対象となります。
 - * 組合員である間は支給が停止されます。

❑老齢基礎年金

65 歳からは、老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。年金額は、40 年間（20 ～ 60 歳）保険料を納付した場合 777,800 円です。

- * 保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。

❑加給年金額

厚生年金被保険者期間が 20 年以上^{*}である方で、加給年金額対象者がいる場合は、65 歳から老齢厚生年金に加算されます。

- ※ 2 つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合は、全ての厚生年金被保険者期間を合算して「20 年以上」となるときに、原則として最も加入期間が長い実施機関から支給される老齢厚生年金に加算されます。

① 加給年金額対象者と加給年金額

年金受給者によって生計を維持されている方で、加給年金額加算開始時期^{*}に、下表に該当する方が対象となります。

- ※ 65 歳に達したとき、または障害者・長期加入者の特例の適用を受けることとなったときをいいます。

対象者		加給年金額
配偶者	65 歳未満	388,900 円 [*]
子	① 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある。	2 人目まで 1 人につき 223,800 円
	② 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の障害の状態にある。	3 人目から 1 人につき 74,600 円

- ※ 年金受給者が昭和 18 年 4 月 2 日以後生まれである場合の額です。



特別支給の老齢厚生年金の決定時に、加給年金額対象者となる方をお申し出いただいている方についても、65 歳に達したときに、年金受給者が引き続き加給年金額対象者の生計を維持していることを確認します。

- * 特別支給の老齢厚生年金を決定した後に婚姻するなどして、配偶者や子加給年金額の対象者となった場合には、65 歳に達したときに届出が必要です。
- * 手続きの詳細は、65 歳になる直前に当共済組合からご案内します。

② 加給年金額の停止

加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）を給付事由とする年金（加入期間が 20 年以上^{*}かそれと同様とみなされるもの）の受給権を有する場合、または、障害を給付事由とする年金の支給を受けることができる場合は、その間、加給年金額は支給停止されます。

- ※ 2 つ以上の実施機関の老齢厚生年金を有している場合で、合算して 20 年以上となったときについても、支給停止されます。

③ 加給年金額の加算の終了

加給年金額対象者が①の表で示した年齢以上となったときや、亡くなられた場合など一身上の異動があったときに加給年金額の加算は終了します。

➡加給年金額対象者に関する手続き P30 参照

* 老齢基礎年金の「振替加算」

加給年金額の対象者である配偶者が 65 歳に達すると加給年金額は加算されなくなりますが、配偶者ご自身の老齢基礎年金の支給を受ける際に、一定の要件を満たすと老齢基礎年金に「振替加算」が加算されることがあります。詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

- ・ 昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれの配偶者が対象です。
- ・ 老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に達したときに、配偶者が 65 歳以上である場合は、加給年金額は加算されませんが、振替加算の対象となる場合があります。

* 外国との社会保障協定

厚生年金被保険者期間と協定相手国で加入した期間との合計年数が 20 年以上に達する方にも加給年金額が加算されることがあります。この場合、加給年金額加算の請求をする必要がありますので、当共済組合本部までご連絡ください。

➡外国との社会保障協定 P7 参照

(4) 支給の繰上げ・繰下げ

□ 支給の繰上げ

昭和 36 年 4 月 2 日以後に生まれた方で、10 ページの老齢厚生年金の受給要件②および③を満たしている方は、60 歳から 65 歳に達するまでの間に**繰上げ請求**を行い、その請求を行った翌月分から老齢厚生年金の支給を受けることができます。

請求に当たっての留意事項

- ① 年金額は繰り上げた月数 1 カ月当たり 0.4 % (昭和 37 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 0.5 %) が減額され、減額は生涯続きます。
- ② 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金および退職共済年金 (経過職域加算額) も、同時に繰上げ請求する必要があります (全て減額支給されます。)
- ③ 在職中でも請求できますが、原則として支給停止されます (老齢基礎年金は支給停止されません。)
- ④ この制度を利用すると、事後重症による障害厚生 (共済) 年金の請求はできません。

昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方で、厚生年金被保険者期間が 1 年以上ある方についても、同様の繰上げ支給の制度が設けられています。

□ 支給の繰下げ

65 歳に達したときに老齢厚生年金の請求をせず、66 歳以後に**老齢厚生年金の繰下げ**を申し出ることにより、申し出た月の翌月分から**繰り下げた月数 1 カ月当たり 0.7 %**を増額した年金を受けることができます。ただし、65 歳から繰下げの申出をするまでの間の年金の**支給はありません** (加給年金額も支給されません。)

留意事項

- ① 繰下げの申出は、66 歳の誕生日以後、原則 75 歳 (昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 70 歳) に達するまで、1 カ月単位で行うことができます。
- ② 他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰り下げする必要があります。
- ③ 老齢基礎年金、退職年金 (年金払い退職給付) も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰り下げする必要はありません。異なる時期に繰り下げの場合は、それぞれに申出が必要です。
- ④ 他の公的年金を受給している場合は繰下げの申出ができません (老齢基礎年金、障害基礎年金、付加年金および年金払い退職給付は除きます。)

 繰下げの申出の手続きの詳細は、65 歳になる直前に当共済組合からお知らせします。

(5) 障害の年金のしくみ

障害共済年金 (経過職域加算額)※1

障害厚生年金

報酬比例部分

加給年金額※2

障害基礎年金※3

日本年金機構から支給

※1 経過職域加算額は、平成 27 年 9 月以前の組合員期間に**初診日があるとき**に対象。

※2 加給年金額は**該当する方のみ**対象。

※3 障害基礎年金は**障害等級 1、2 級**の方が対象。

□ 障害厚生年金

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① **厚生年金被保険者期間に初診日があること**
- ② **障害認定日または障害認定日後 65 歳に達する日の前日までの間に障害等級が 1 級から 3 級までの状態にあること**
- ③ **保険料の納付要件**を満たしていること

* 用語説明

初診日：病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

障害認定日：原則として初診日から起算して 1 年 6 カ月を経過した日をいいます。

保険料の納付要件：初診日の前日に、原則以下のいずれかを満たしていることが必要です。

ア 初診日のある月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、その期間の 3 分の 2 以上について保険料が納付または免除されていること

イ 初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと (初診日が令和 8 年 3 月 31 日以前であり、初診日に 65 歳未満であるときに限られます。)

□ 障害共済年金 (経過職域加算額)

障害厚生年金の受給要件を満たした方で、平成 27 年 9 月以前の組合員期間に**初診日がある方**に支給されます。

* 組合員である間は支給が停止されます。

障害基礎年金

障害等級が1級または2級に該当する方は、**障害基礎年金**も併せて受給できます。年金額は、1級が972,250円、2級が777,800円です。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。
* 障害基礎年金の決定・支給は、障害厚生（共済）年金の決定・支給より2カ月ほど遅くなります。

公務障害年金（年金払い退職給付）

平成27年10月以後の組合員期間に初診日がある方について、**公務による傷病**により障害等級が1級から3級までの状態になったときに支給されます。
* 組合員である間は支給が停止されます。

加給年金額

障害等級が1級または2級に該当する方で、**加給年金額対象者**を有する場合に障害厚生年金に加算されます。

- ① 加給年金額対象者と加給年金額
年金受給者によって生計を維持されている**65歳未満の配偶者**が対象となります。加給年金額は223,800円です。
- ② 加給年金額の停止
加給年金額対象者である配偶者が**老齢（退職）を給付事由とする年金**（加入期間が**20年以上**※かそれと同様とみなされるもの）の受給権を有する場合、または**障害を給付事由とする年金**の支給を受けることができる場合は、その間、**加給年金額は支給停止**されます。
※ 2つ以上の実施機関の老齢厚生年金を有している場合で、合算して20年以上となったときについても、支給停止されます。

2つ以上の厚生年金被保険者期間を有する場合

障害認定日において、2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の障害厚生年金は、それらの期間が1つであるものとみなして、原則として初診日が属する実施機関において決定されます。
* それぞれの実施機関の厚生年金被保険者期間に基づく年金額を「中間額」として、「年金決定通知書」に表示しています。

障害の状態が軽くなったとき

- ① 障害等級が1級から2級または3級になった場合、障害厚生年金の額が改定（減額）されます。
- ② 障害基礎年金や加給年金額を受けられている方の障害等級が3級になると、障害基礎年金や加給年金額を受けられなくなります。
- ③ 障害の状態が年金を受けることのできる程度より軽くなった場合は、障害厚生年金は支給停止され、65歳に達した日の前日までの間（62歳以上で軽減した場合は3年以内）にその障害の状態が年金を受けることのできる程度まで増進しなかった場合は、その障害厚生年金の受給権は消滅します。

障害の状態が重くなったとき

- ① 障害の程度が増進した場合は、請求により、その障害の程度に応じて年金額が改定（増額）されます。
ただし、障害等級の3級に該当する障害厚生年金の受給者の増進請求は、**65歳に達する日の前日までの間**に限られます。
- ② 厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病による障害（障害等級の2級に該当する場合、または、かつて1級もしくは2級に該当していた場合に限りです。）とその後65歳に達する日の前日までの間に生じた傷病による障害とを併合し、1級または2級の障害等級に増進するときは、年金額が改定（増額）されます。

☞ **生存および障害程度などの確認 P23 参照**

☞ **障害の状態が変わったとき P29 参照**

年金証書と
年金決定通知書

年金の支給と
基本的事項

年金のしくみ

共通の手続き

老齢厚生年金
の手続き

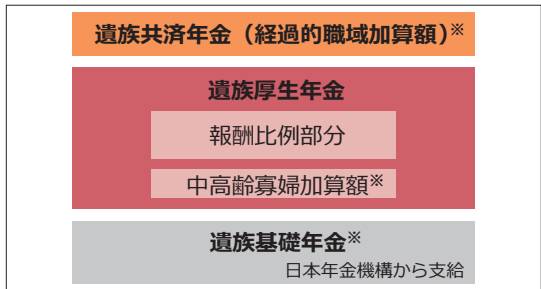
障害厚生年金
の手続き

加給年金額に
関する手続き

遺族厚生年金
の手続き

年金のお問い
合わせとご相談

(6) 遺族の年金のしくみ



※ 経過的職域加算額・中高齢寡婦加算額・遺族基礎年金は該当する方のみ対象。

□ 遺族厚生年金

以下のいずれかの要件に該当するときにその遺族に支給されます。

- ① 厚生年金被保険者が亡くなられたとき※¹
- ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当該初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなられたとき※¹
- ③ 障害等級1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給者が、亡くなられたとき
- ④ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生（退職共済）年金の受給権者または受給資格期間が25年以上ある方が亡くなられたとき※²

※1 ①または②に該当する場合は、亡くなられた方が、死亡日の前日に原則以下のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

ア 死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、その期間の3分の2以上について保険料が納付または免除されていること

イ 死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと（死亡日が令和8年3月31日以前のときで、亡くなられた方が65歳未満であった場合に限られます。）。)

※2 法改正により平成29年8月から、老齢厚生年金の受給資格期間は「25年以上」から「10年以上」に短縮されましたが、遺族厚生年金は、従来どおり「25年以上」の受給資格期間が必要です。

□ 遺族とは

厚生年金被保険者であった方が亡くなられた当時、その方によって生計を維持されていた方※のうち、下表に該当する方を遺族といいます。優先順位1から4までのうち最も順位の高い方に支給されます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫・妻・子	父母	孫	祖父母

* 夫および妻には内縁関係にある方を含みます。また、子には被保険者であった方が亡くなられた当時胎児であった子を含みます。

* 夫・父母・祖父母は、被保険者であった方の亡くなられた当時、55歳以上である方が対象です。また、年金の受給開始は60歳からになります（55歳以上60歳未満の夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。）。)

* 子および孫は、被保険者であった方が亡くなられた当時、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと

イ 20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと

※ 亡くなられた方と生計をともしており、かつ恒常的な収入が年額850万円未満（または所得が年額655.5万円未満）の方

□ 遺族共済年金（経過的職域加算額）

平成27年9月以前の組合員期間を有する方が亡くなられた場合で、遺族厚生年金の受給権を満たすときに、その遺族に支給されます。

なお、公務遺族年金（年金払い退職給付）を受給する場合は、支給されません。

* 遺族共済年金（経過的職域加算額）は、相続税法の規定により相続財産とみなされ、相続税の課税対象となります。相続税の申告に関する手続き等については、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

□ 遺族基礎年金

遺族に該当する方が「配偶者であって子と生計を同じくしている方」または「子のみ」である場合、遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金の額は777,800円で、子の人数に応じて一定額が加算されます。遺族基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

年金証書と
年金決定通知書

年金の支給と
基本的事項

年金のしくみ

共通の手続き

老齢厚生年金
の手続き

障害厚生年金
の手続き

加給年金額に
関する手続き

遺族厚生年金
の手続き

年金のお問い
合わせとご相談

□ 公務遺族年金（年金払い退職給付）

平成 27 年 10 月以後の組合員期間を有する方が、**公務による傷病**により亡くなられた場合に、その遺族に支給されます。

* 公務遺族年金（年金払い退職給付）は、相続税法の規定により相続財産とみなされ、相続税の課税対象となります。相続税の申告に関する手続き等については、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

□ 中高齢寡婦加算額

遺族厚生年金の受給者が **40 歳以上 65 歳未満の妻**であるとき、遺族厚生年金に 583,400 円が加算されます。

* 受給要件④に該当するとき
亡くなられた方の厚生年金被保険者期間が 20 年未満のときは加算されません。
また、2 つ以上の種別の被保険者期間を有する方が亡くなられた場合は、原則として加入期間が最も長い遺族厚生年金に加算されます。
* 遺族基礎年金が支給される間は、中高齢寡婦加算額の支給は停止されます。

□ 経過的中高齢寡婦加算額

遺族厚生年金の受給者である妻が 65 歳になると中高齢寡婦加算額の加算は終了します。ただし、その方が昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれである場合、65 歳以後に経過的中高齢寡婦加算額（583,400 円－777,800 円×妻の生年月日に応じた率）が加算されます。

* 障害基礎年金または遺族基礎年金が支給される間、経過的中高齢寡婦加算額の支給は停止されます。

□ 2 つ以上の厚生年金被保険者期間を有する場合

受給要件の①から③までに該当することによる遺族厚生年金で、亡くなられた方が 2 つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有していた場合、その被保険者期間が 1 つであるものとみなして、原則として死亡日の属する実施機関において決定されます。

* それぞれの実施機関の厚生年金被保険者期間に基づく年金額を「中間額」として「年金決定通知書」に表示しています。

□ 65 歳以上の方の遺族厚生年金

65 歳以上の遺族厚生年金の受給者が老齢（退職）を事由とする年金をお持ちである場合、**老齢（退職）を事由とする年金**を優先して受給することになるため、遺族厚生年金は老齢（退職）を事由とする年金を上回る**差額のみ**が支給されます。

□ 若年期の妻に対する遺族厚生年金

遺族厚生年金の受給権を取得した当時、30 歳未満である妻が以下に該当したときは、遺族厚生年金の受給権が消滅します。

- ① 夫の死亡時に遺族基礎年金の受給権がない場合で、遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して 5 年を経過したとき
- ② 遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する者について、30 歳に達する日より前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合は、その消滅した日から 5 年を経過したとき

4. 年金を正しく受けるために必要な手続き

年金を正しくお受け取りになるために、以下に該当する場合には、必要な手続きを行ってください。

手続きが遅れると、すでにお受け取りになった年金を遡ってお返しいただく場合があります。

□ 手続き先と必要な書類

手続きは、原則として**当共済組合本部または支部**に対して行ってください。

手続きに必要な書類については、**電話または文書**で請求できます。また、一部の書類については、**当共済組合ホームページ（巻末参照）からダウンロード**できます。

* 添付書類が必要となる場合があります。

 **年金のお問い合わせとご相談 P33 参照**

手続き一覧

(1) 全ての年金に共通の手続き

- ① 住所、氏名または金融機関の変更★ ----- 22
- ② 亡くなられたときまたは所在不明となったとき★ ----- 23
- ③ 複数の給付事由の年金を受ける権利を有するとき★ ----- 23
- ④ 生存および障害程度などの確認 ----- 23
- ⑤ 年金証書を破損または紛失したとき★ ----- 24
- ⑥ 年金加入期間確認通知書が必要なとき★ --- 24
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられたときなど ----- 24

(2) 老齢厚生年金受給者の方の手続き

- ① 就職したときや議員となったとき★ ----- 25
- ② 雇用保険の給付との調整★ ----- 27
- ③ 65歳までに障害の状態になったとき★ ----- 28
- ④ 所得税の各種控除を受けようとするとき --- 28
- ⑤ 源泉徴収票の再交付を受けたいとき★ ----- 29

(3) 障害厚生年金受給者の方の手続き

- ① 障害の状態が変わったとき ----- 29
- ② 配偶者または子を有することとなったとき --- 29
- ③ 常勤の公務員など組合員として再就職したとき ----- 29

(4) 加給年金額対象者に関する手続き

- ① 加給年金額対象者に異動が生じたとき★ --- 30
- ② 加給年金額対象者が公的年金の受給権を取得したとき★ ----- 30
- ③ 加給年金額対象者の障害状態が軽くなったとき★ ----- 30
- ④ 加給年金額対象者が一定の年齢に達したとき ----- 31

(5) 遺族厚生年金受給者の方の手続き

- ① 婚姻、養子縁組、離縁したとき★ ----- 31
- ② 子・孫の障害状態が軽くなったとき★ ----- 31
- ③ 子・孫が一定の年齢に達したとき ----- 31
- ④ 胎児であった子が生まれたとき★ ----- 32

 「★」の印を示したものについては、他の実施機関から年金を受けている場合には、いずれか1カ所の実施機関で手続きを行うことにより、同時に手続きを行うことができます。

* 他の実施機関において手続きをした際に、当共済組合から支給する年金についても同時に手続きを行うことを申し出た場合は、当共済組合あてに改めて手続きを行っていただく必要はありません。

(1) 全ての年金に共通の手続き

① 住所、氏名または金融機関の変更★

□ 住所または住居表示が変わったとき

住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」といいます。)を利用して住所が変更されますので、**原則として届出は不要**です。

ただし、以下のいずれかに該当する場合を含め、半年を経過しても旧住所から転送される場合は届出が必要です。

対象者	ア 1年以上外国に居住される方または生活の拠点を外国に移される方
	イ 成年後見人等が選任されている方
	ウ 年金請求後、すぐに住所を変更した方
	エ 年金決定後、おおむね半年以内に住所を変更した方
届出方法	「年金受給権者住所変更届」を提出してください。

 住基ネットを利用した住所変更の手続きには4～5カ月程度かかります。必ず郵便局で転送手続きを行ってください。

また、転居先で転入の手続きが遅れると、住基ネットを利用した住所変更の手続きができない場合がありますので、速やかに転入手続きを行ってください。

□ 氏名が変わったとき

届出方法 「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。

□ 年金の受取金融機関を変えたいとき

届出方法 「年金受給権者受取機関変更届」により、変更後の金融機関・支店・口座番号等を届け出てください。

 提出時期※によって、次回の定期支給期までに変更手続きが間に合わない場合があります。**変更後の金融機関口座に年金が入金されたことを確認するまでは、変更前の金融機関口座を解約しないでください。**

※ 原則、各定期支給期(偶数月)の前月の5日までに当共済組合に到着したものが、次の定期支給期からの変更手続きの対象です。他の実施機関に提出されたときは、さらに時間を要する場合があります。

② 亡くなられたときまたは所在不明となったとき★

□ 亡くなられたとき

年金受給者の方が亡くなられたときは、年金を受ける権利が消滅します。

届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。ご連絡の際に状況を確認させていただき、必要書類をお送りします。
------	---

 **遺族の年金のしくみ P17 参照**

□ 所在不明となったとき

年金受給者の方の**所在が1カ月以上明らかでなくなったとき**には、**届出が必要です**。

届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。
------	------------------

③ 複数の給付事由の年金を受ける権利を有するとき★

□ 他の給付種別の年金を受ける権利が生じたとき

同一制度、他制度を問わず、給付種別の異なる2つ以上の年金受給権が生じた場合は、原則として年金受給権者が選択するいずれか1つの年金が支給され、他の年金は支給停止されます(以下「併給調整」といいます。)

届出方法	新たな年金を請求する窓口に、当共済組合から年金を受けていること、および選択する年金を申し出てください。
------	---

□ 年金の選択替えを希望するとき

現在受けている年金から併給調整されている他方の年金への選択替えは、**将来に向かってのみ行うことができます**。選択替えを行った場合は、現在受けている年金は併給調整されます。

届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。
------	------------------

* 停止中の障害給付を選択するときは障害状態の確認をする必要がありますので、当該障害給付を決定した実施機関にご連絡ください。

④ 生存および障害程度などの確認

年金受給者の生存などの確認には、住基ネットを利用していますが、**住基ネットで確認できない内容**については、次のとおり確認を行っています。

ア 現況報告書

対象者	住基ネットにより現況が確認できない方や海外にお住まいの方など
届出方法	毎年7月下旬に送付される「現況報告書」を提出してください。 * 期限：8月末日

イ 加給年金額対象者に関する現況届

対象者	年金に加給年金額が加算されている方
届出方法	毎年、年金受給者の方の誕生月の前月に送付される「加給年金額対象者に関する現況届」を提出してください。 * 期限：誕生月末日

ウ 障害程度の再認定

対象者	障害を事由とする年金の受給者等で、障害程度の確認が必要な方
届出方法	必要な年の誕生月の3カ月前に送付される「診断書」を提出してください。 * 期限：誕生月末日



これらの書類の提出が遅れますと、書類が提出されるまでの間、**年金は支給停止されます**。

⑤ 年金証書を破損または紛失したとき★

年金証書を破損または紛失した方は、申請により、再交付します。

届出方法	「年金証書再交付申請書」を提出してください。 * 破損の場合は、破損した年金証書を添付してください。
------	---

⑥ 年金加入期間確認通知書が必要なとき★

届出方法	「年金加入期間確認請求書」を提出してください。
------	-------------------------

* 組合員として在職中の方は、所属している支部に請求してください。

⑦ 禁錮以上の刑に処せられたときなど

一定期間、共済年金（経過的職域加算額）および年金払い退職給付が支給停止されます。

対象者	以下のいずれかに該当する方 ア 禁錮以上の刑に処せられた方 イ 退職手当支給制限等の処分を受けた老齢・障害給付の年金受給者の方
届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。

（２）老齢厚生年金受給者の方の手続き

① 就職したときや議員となったとき★

年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

対 象 者	以下のいずれかに該当する方 ア 厚生年金保険の被保険者となった方（常勤の公務員、公立学校の嘱託員、私立学校の教職員、民間会社等への勤務などが該当します。） イ 国会議員、地方議会議員となった方 ウ 厚生年金保険の適用事業所に勤務されている70歳以上である方
届出方法	原則として届出は不要です。 ただし、以下の場合は届出が必要です。 【常勤の公務員など組合員となった場合】 「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて、再就職先の共済組合に提出してください。 【国会議員、地方議会議員となった場合】 「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在职支給停止（解除）届」を提出してください（議会事務局等が直接情報提供を行う場合は、提出不要です。）。

□ 2つ以上の実施機関から年金を受けている場合
全ての老齢厚生年金を合算した金額により計算し、それぞれの実施機関の支給額に応じて按分した金額が停止されます。

□ 在職中の支給停止額

基本月額と総報酬月額相当額に応じて26ページのとおり算定されます。支給停止額（月額）が基本月額を上回る場合は、老齢厚生年金は加給年金額も含めて全額支給停止されます。

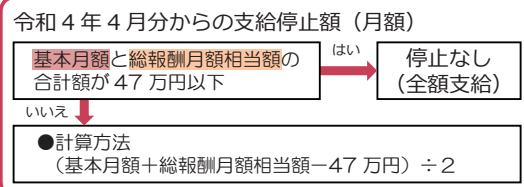
なお、65歳未満で障害者・長期加入者の特例により定額部分と加給年金額が加算されている場合は、当該加算は支給停止されます。

※ 退職共済年金（経過職域加算額）、退職年金（年金払い退職給付）は、常勤の公務員など組合員として再就職した場合は、全額支給停止されます。

* 用語説明

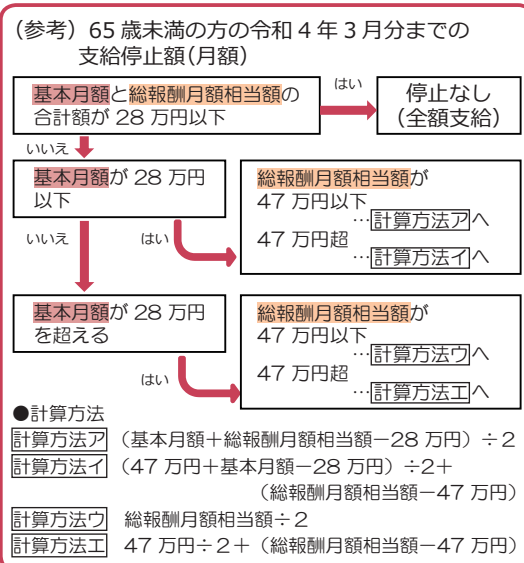
基本月額：老齢厚生年金の月額（加給年金額等を除く。）

総報酬月額相当額：
 (その月の標準報酬月額) +
 (直近1年間の標準賞与額 ÷ 12)



* 上記の「47 万円」は、令和 4 年度の額であり、変更される場合があります。

* 令和４年３月分までの支給停止の基準額は、65歳未満は28万円、65歳以上は47万円に分けられています。制度改正により、令和４年４月分から、65歳未満も65歳以上と同じ基準額を用いて計算することとなりました。



❑退職したとき

年金の支給停止が解除されます。

対 象 者	25 ページ（２）①の対象者で退職した方
届出方法	原則として届出は不要です。 ただし、以下の場合は届出が必要です。 【常勤の公務員など組合員であった場合】 退職による改定請求書を提出してください。 【国會議員、地方議會議員であった場合】 「国會議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金に職支給停止（解除）届」を提出してください（議会事務局等が直接情報提供を行う場合は、提出不要です。）。

年金証書と
年金決定通知書

年金の支給と
基本的事項

年金のしくみ

共通の手続き

老齢厚生年金
の手続き

障害厚生年金
の手続き

加給年金額に
関する手続き

遺族厚生年金
の手続き

年金のお問い
合わせとご相談

② 雇用保険の給付との調整★

年金の全部または一部が支給停止されます。

対 象 者	以下のいずれかに該当する 老齢厚生年金の受給者（65 歳未満） ア ハローワークで求職の申込みを行った方 イ 高年齢雇用継続給付を受けられることとなった方
届出方法	「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」を提出してください。

- * 公務員であった間は雇用保険の被保険者ではありませんが、公務員を退職後、公立学校の嘱託員または民間会社等の雇用保険適用事業所に再就職し、失業給付の受給資格を満たして再退職した場合には、雇用保険の給付対象となります。
- * 老齢厚生年金の請求書に雇用保険被保険者番号を記載して提出した場合は、届出不要です（雇用保険の各給付の受給状況の確認に時間を要するため、さかのぼって精算が生じる場合があります。）。

□基本手当との調整

退職後に公共職業安定所（ハローワーク）に**求職の申込み**を行い、**基本手当**を受けることになると、老齢厚生年金（受給者が 65 歳未満）が**全額停止**されます。

求職の申込み

受給終了



基本手当	5月	6月	7月	8月	9月
年 金	5月	6月	7月	8月	9月
	← 調整（支給停止）→				

- ※ 図の場合、基本手当の給付日数が 90 日の場合の例であり、6 月分から 8 月分までの年金が支給停止されます。

□高年齢雇用継続給付との調整

再就職したことにより厚生年金保険の被保険者となっている方が高年齢雇用継続給付を受けるときは、25 ページ（2）①の在職による支給停止に加えて、**老齢厚生年金（受給者が 65 歳未満）の一部**についても支給停止されます。

□受給が終了したとき

受給が終了した日の属する月の翌月分から停止が解除されますので、届け出てください。

対 象 者	基本手当または高年齢雇用継続給付の支給が終了した方
届出方法	「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」を提出してください。

③ 65 歳までに障害の状態になったとき★

□特別支給の老齢厚生年金の特例

受給権者が障害等級の 1 級から 3 級までの障害状態になったとき※は、**年金額の特例**が受けられる場合があります。

- ※ 傷病が治った（固定した）とき、またはその傷病について初診日から 1 年 6 カ月を経過したときに限られます。

☞**障害者・長期加入者の特例 P10 参照**

対 象 者	特別支給の老齢厚生年金の障害者の特例を希望される方
届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。 ご連絡の際に状況を確認させていただき、必要書類をお送りします。



障害厚生年金の請求について
在職中の傷病が原因で退職後に障害の状態になったときは、障害厚生年金の請求ができる可能性があります。請求を希望される場合は、退職当時所属していた都道府県の当共済組合**支部**にご相談ください。

* 老齢厚生年金と障害厚生年金の両方を受給することはできません。

☞**障害の年金のしくみ P14 参照**

□障害の状態に該当しなくなったとき

年金額のうち定額部分と加給年金額の加算がなくなります。

対 象 者	特例の適用を受けている方で、障害等級の 1 級から 3 級までの障害の状態に該当しなくなった方
届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。 ご連絡の際に状況を確認させていただき、必要書類をお送りします。

④ 所得税の各種控除を受けようとするとき

年金から源泉徴収する所得税について、配偶者控除等の各種人的控除を受けるためには、「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」の提出が必要です。

対 象 者	老齢を給付事由とする年金（老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金等）の受給者の方
届出方法	毎年 10 月に送付される「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を期限までに提出してください。

☞**所得税の源泉徴収 P4 参照**

年金証書と
年金決定通知書

年金の支給と
基本的事項

年金のしくみ

共通の手続き

老齢厚生年金
の手続き

障害厚生年金
の手続き

加給年金額に
関する手続き

遺族厚生年金
の手続き

年金のお問い
合わせとご相談

⑤ 源泉徴収票の再交付を受けたいとき★

課税対象年金を受給している方に、当共済組合では「**公的年金等の源泉徴収票**」を毎年12月に送付しています。

対 象 者	公的年金等の源泉徴収票を紛失等された方で、再交付を希望する方
届出方法	「源泉徴収票再交付申請書」を提出してください。

※ 障害・遺族の年金は、所得税の源泉徴収を行っていないため、源泉徴収票を送付していません。

(3) 障害厚生年金受給者の方の手続き

① 障害の状態が変わったとき

対 象 者	23ページ(1)④で行う確認の時期以外に、障害の程度の確認を希望される方
届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。

② 配偶者または子を有することとなったとき

下記アに該当する場合は、加給年金額が加算されます。

下記イに該当する場合は、障害基礎年金に子の加算額が加算されることがあります。

➡ **加給年金額(障害厚生年金) P15 参照**

対 象 者	以下のいずれかに該当する方 ア 障害等級1級または2級の障害厚生(共済)年金受給者で、受給権発生後に加給年金額対象者に該当する配偶者を有することとなった方 イ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級1級または2級にある子を有することとなった方
届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。

③ 常勤の公務員など組合員として再就職したとき

在職中、障害共済年金(経過的職域加算額)、公務障害年金(年金払い退職給付)が全額支給停止されます。

届出方法	「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて、 再就職先の共済組合 に提出してください。
------	---

□退職したとき

年金の支給停止が解除されます。

届出方法	退職による老齢厚生年金の改定請求書または退職届書に障害厚生年金の年金証書記号番号を記載して提出してください。
------	--

(4) 加給年金額対象者に関する手続き

① 加給年金額対象者に異動が生じたとき★

加給年金額対象者数の増減に伴う年金額の改定が行われます。

対 象 者	以下のいずれかに該当する加給年金額対象者 ア 亡くなられたとき イ 年金受給者の方によって生計が維持されなくなったとき ウ 年金受給者の方と離婚したとき エ 子が年金受給者の配偶者以外の方の養子となったとき オ 子が年金受給者の方と養子縁組を解消したとき カ 子が婚姻したとき キ 老齢厚生年金の加給年金額を加算できることとなったときに胎児であった子が出生したとき ➡ 加給年金額(老齢厚生年金) P11 参照 ➡ 加給年金額(障害厚生年金) P15 参照
届出方法	「加給年金額対象者等異動連絡票」などにより、当共済組合本部にご連絡ください。必要な書類をお送りします。 * 全額支給停止中の方もご連絡ください。

② 加給年金額対象者が公的年金の受給権を取得したとき★

加給年金額が停止されることがあります。

対 象 者	加給年金額対象者が 老齢(退職)を事由とした年金(加入期間が20年以上*かそれと同様とみなされるもの)の受給権を取得したとき (全額支給停止中のものを含む)、または 障害を事由とした年金を受給したとき (全額支給停止されていた年金が支給されることとなったときを含む) ※ 2つ以上の実施機関の老齢厚生年金を有している場合で、合算して20年以上となったときについても、支給停止されます。 * 加給年金額が加算されていない方は、届出は不要です。 * 加給年金額が加算されている年金が全額支給停止中の場合も、ご連絡ください。
届出方法	「加給年金額対象者等異動連絡票」などにより、当共済組合本部にご連絡ください。必要な書類をお送りします。

③ 加給年金額対象者の障害状態が軽くなったとき★

加給年金額対象者数の減員に伴う年金額の改定が行われます。

対 象 者	加給年金額対象者である障害等級の1級または2級の障害の状態にある子(18歳に達する日以後の最初の3月31日から20歳に達する日の前日までの子)で、障害状態が軽くなったことが確認できた方
届出方法	「加給年金額対象者等異動連絡票」などにより、当共済組合本部にご連絡ください。必要な書類をお送りします。

年金証書と
年金決定通知書

年金の支給と
基本的事項

年金のしくみ

共通の手続き

老齢厚生年金
の手続き

障害厚生年金
の手続き

加給年金額に
関する手続き

遺族厚生年金
の手続き

年金のお問い
合わせとご相談

④ 加給年金額対象者が一定の年齢に達したとき

加給年金額対象者数の減員に伴う年金額の改定が行われます。

対象者	以下のいずれかに該当する加給年金額対象者 ア 65歳に達した配偶者 イ 18歳に達する日以後の最初の3月31日に達した子※ ※ 障害等級の1級または2級に該当するときは、20歳に達するまで加給年金額が支給されます
届出方法	手続きは原則不要です。

(5) 遺族厚生年金受給者の方の手続き

① 婚姻、養子縁組、離縁したとき★

遺族厚生年金の受給権が消滅します。

対象者	以下のいずれかに該当する方 ア 婚姻したとき（内縁関係を含みます。） イ 養子縁組をしたとき（事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含み、直系血族および直系姻族との養子縁組の場合を除きます。） ウ 養子縁組を解消したとき（組合員であった方との親族関係が養子縁組の解消によって終了したとき）
届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。

* 他に同順位の遺族（配偶者または子）がいる場合には、その方に年金が支給されます。

② 子・孫の障害状態が軽くなったとき★

その遺族厚生年金の受給権が消滅します。

対象者	障害等級1級または2級の障害状態に該当する子または孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または孫を除きます。）について、その事情がなくなった方
届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。

* 他に同順位の遺族（配偶者または子）がいる場合には、その方に年金が支給されます。

③ 子・孫が一定の年齢に達したとき

その遺族厚生年金の受給権が消滅します。

対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日に達した子・孫※ ※ 障害等級の1級または2級に該当する子または孫は、20歳に達するまで遺族厚生年金が支給されます。
届出方法	手続きは原則不要です。

* 他に同順位の遺族（配偶者または子）がいる場合には、その方に年金が支給されます。

④ 胎児であった子が生まれたとき★

その子は遺族厚生年金の受給権を取得することとなります。

対象者	組合員または受給資格期間が25年以上ある老齢厚生（退職共済）年金の受給権者の方が亡くなられた当時胎児であって、出生した子
届出方法	その旨を電話等でご連絡ください。

5. 個人情報保護について

当共済組合が保有する年金受給者の皆さまの住所、氏名などの個人情報、年金に関する手続きのほか次の目的のために使用しています。

- ・ 当共済組合の本部が行う福祉事業に係る事務
- ・ 当共済組合が運営する宿泊施設や病院その他の福利厚生事業のご案内
- ・ 「公立学校共済組合友の会」の会報誌「友の会だより」などの送付

「公立学校共済組合友の会」は、当共済組合の年金受給者の親睦団体です。当共済組合は「友の会だより」などの送付のため住所・氏名などを公立学校共済組合友の会に提供しています。公立学校共済組合友の会と「友の会だより」に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

公立学校共済組合友の会事務局
〒102-0076
東京都千代田区五番町5-1 J S市ヶ谷ビル4階
TEL 03-6272-3755
* 公立学校共済組合本部年金相談室とは異なりますので、ご注意ください。

また、年金受給者の皆さまの年金情報は、マイナンバー（個人番号）を利用した情報連携※により、地方自治体等へ提供します。

※ マイナンバー制度の創設により、国民の利便性の向上や行政事務の効率化を目的として社会保障等の分野で実施されています。年金関係では、地方自治体等の照会に応じて、年金額等の年金情報を提供します。

当共済組合の個人情報保護に関する方針等は、ホームページをご覧ください。

👉 **ホームページのご案内 巻末参照**

年金証書と
年金決定通知書

年金の支給と
基本的事項

年金のしくみ

共通の手続き

老齢厚生年金
の手続き

障害厚生年金
の手続き

加給年金額に
関する手続き

遺族厚生年金
の手続き

年金のお問い
合わせとご相談

年金証書と
年金決定通知書
年金の支給と
基本的事項
年金のしくみ
共通の手続き
老齢厚生年金
の手続き
障害厚生年金
の手続き
加給年金額に
関する手続き
遺族厚生年金
の手続き
年金のお問い
合わせとご相談

6. 年金のお問い合わせとご相談

年金のことでお尋ねになりたいことがありますしたら、当共済組合の**本部**または**退職された都道府県の教育委員会にある各支部**にお問い合わせください。その際には、必ず**年金証書記号番号（または基礎年金番号）**および**氏名**をお知らせください。

- * 定期支給日の前後1週間程度は、電話が大変混み合い、お待たせすることがあります。大変申し訳ありませんが、しばらくしてからおかけ直しくださいますようお願いします。
- * 広報誌「年金フォーラム」（毎年6月・12月発行）には、今後年金を受けていくために必要となる事項などを掲載しておりますので、必ずご確認ください。また、当共済組合ホームページ（巻末参照）にも年金に関するお知らせを掲載していますので、併せてご覧ください。

公立学校共済組合本部年金相談窓口

電 話	03-5259-1122 （本部年金相談専用電話） 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 （祝日・年末年始を除きます。） * 間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いします。 * 電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。ご理解くださいますようお願いいたします。
メール	当共済組合ホームページ（巻末参照）のご質問・ご相談専用フォームをご利用ください。
文 書	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5 公立学校共済組合本部 年金部宛て

各支部の年金相談窓口

受付時間：月曜日～金曜日
（祝日・年末年始を除きます。）
午前9時～12時、午後1時～5時
ただし※印の電話番号の受付は午後4時までです。

支部名	電話番号
北海道	011-204-5889
青 森	017-735-3263
岩 手	019-653-1547
宮 城	022-211-3094
秋 田	018-860-5232
山 形	023-625-0123
福 島	024-521-7803
茨 城	029-301-6366
栃 木	028-623-3440
群 馬	027-226-4570
埼 玉	048-830-6689※ 048-830-6688
千 葉	043-244-5477※ 043-223-4116
東 京	03-5320-6828
神奈川	045-641-7712
新 潟	025-283-5119 025-283-5103
富 山	076-444-2300
石 川	076-225-1972 076-225-1848
福 井	0776-20-0561
山 梨	055-223-1746
長 野	026-234-5770 026-235-7445
岐 阜	058-272-8897
静 岡	054-221-3623※ 054-221-3132
愛 知	052-951-8470
三 重	059-229-0722
滋 賀	077-528-4553
京 都	075-451-1070
大 阪	06-6944-2088
兵 庫	078-362-3767
奈 良	0742-22-1149
和歌山	073-423-6620 073-441-3711

年金証書と
年金決定通知書
年金の支給と
基本的事項
年金のしくみ
共通の手続き
老齢厚生年金
の手続き
障害厚生年金
の手続き
加給年金額に
関する手続き
遺族厚生年金
の手続き
年金のお問い
合わせとご相談

年金証書と
年金決定通知書
年金の支給と
基本的事項
年金のしくみ
共通の手続き
老齢厚生年金
の手続き
障害厚生年金
の手続き
加給年金額に
関する手続き
遺族厚生年金
の手続き
年金のお問い
合わせとご相談

支部名	電話番号
鳥 取	0857-26-7956
島 根	0852-22-6284
岡 山	086-226-7605
広 島	082-513-4959
山 口	083-933-4581
徳 島	088-621-3182
香 川	087-832-3795
愛 媛	089-941-5393
高 知	088-821-4813
福 岡	092-641-4967
佐 賀	0952-29-7524
長 崎	095-894-3344
熊 本	096-333-2680
大 分	097-506-5479
宮 崎	0985-26-7243
鹿児島	099-286-5207
沖 縄	098-866-2066

- * 支部により相談時間が異なる場合があります。
詳しくは支部にご確認ください。
- * おかけ間違いのないようお願いします。

公立学校共済組合ホームページのご案内

<https://www.kouritu.or.jp/>

年金のしくみ、受給に関する手続きなど、役
立つ情報を掲載しています。また、今後の年金
制度の改正についてもお知らせします。

公立学校共済組合

🔍 検索

* 以下の二次元コードからホームページに
アクセスできます。

